

令和3年1月1日
荒川区ながらスマホ防止条例
(通称)が施行
されました



公共の場所で、
スマートフォン等の
画面を注視しながら
歩行してはいけません



通行や利用の妨げに
ならない場所で、
立ち止まって
使いましょう





自転車等のながらスマホも禁止です！

荒川区生活安全課

03-3802-3111 (内線489)